



商業打上げサービス—政府援助、規制、競争
(Commercial Launch Service--Public Support, Regulation & Competition)

Yoshizumi Tojo (Rikkyo University)



商業打上げ市場の展開 (Commercial Launch Service Market since 1980s)

- ▶ Arianespaceが切り拓いた商業打上げビジネス（←従来は、国家プロジェクトとして米ソ政府が主導）
- ▶ 中国、日本、インド等の参入後もプレイヤー数は限定的。私企業への移管や民営化、私企業の新規参入などを経て、事業主体の法的性質は多様化。
- ▶ 多様な政府補助・産業振興(Public Support)
- ▶ SpaceX参入から始まる新たな競争の局面（価格引き下げ圧力）←信頼性と価格の両面で活発な競争

※宇宙活動法等の新規参入促進のための法整備の重要性

宇宙産業に対する様々な産業振興手法

- 免税、R&D支援、政府保証その他〔subsidies〕
- 安定需要(Anchor Tenant)の提供（官需による産業基盤の安定化）〔Government Procurement〕
- 独占権、排他的特権の付与〔Monopolies, Exclusive Right〕
- 政府機関(public body)、国営企業(SOE)等による事業活動

※一般的な多国間通商ルールの適用なし

商業打上げサービスを規律するルール

- 輸出管理(Export Control)：ミサイル技術管理レジーム(MTCR), ワッセナーアレンジメント(Wassenaar Arrangement)
- 政府調達における自国サービス優遇(Preferential Treatment for Domestic Launch Service)
- 多様な政府補助・産業振興(Public Support)
- 二国間打上げ協定：数量規制、価格規制を内容とし、公正貿易(fair trade)実現又は人為的な競争上の優位の除去を目指した仕組み（とくに、対非市場経済国(non-market economies))

Cf. 一般的な多国間通商ルールと宇宙産業

- ▶ 国際経済法の一般原則：
 - (1) 無差別原則：内国民待遇(National Treatment, MFN Treatment)
 - (2) 市場アクセスの相互交換(Reciprocal Exchange of Market Access)を通じた自由化（関税譲許、サービス貿易自由化約束）
 - (3) 相互主義・公正貿易(Reciprocity/Fair Trade)に対する権利保障：
- ▶ 商業打ち上げサービスを規律する多国間通商ルールはない
←将来的に、WTO/GATSレジームへの組み込みは可能か？

多国間通商ルールが適用されない理由

- ➡ 安全保障(national security)・軍事(military)との強い結びつき⇒安全保障例外
- ➡ 膨大な事業リスク(Risk)：ただし、宇宙産業に限らない

◎ありうる国際ルール策定上のポイント：

- ー強力な政府介入(government intervention)の存在⇒国際競争上の公正性(fairness)が強く意識される領域
- ー産業振興への強い動機づけ⇒保護主義を含む自国産業の育成が政策上の優位性をもつ領域 = 安全保障例外の適用範囲の明確化？



国際通商ルールの参照例：保護主義との闘い (Fight against Protectionism)

- ・ 自国サービス優遇政策の検証とその適用範囲

(参考) 宇宙基本計画(2015.1) 4.(2) iv)宇宙輸送システム「我が国の宇宙活動の自立性の確保のため、政府衛星を打ち上げる場合には、基幹ロケットを優先的に使用する。」

- ・ ローカル・コンテンツ要求(Local Content Requirement)の様々な態様

- ・ 安全保障例外の適用範囲 (Reach of Security Exception)



国際通商ルール参照例：公正貿易ルールの設計技法

- ・ SOE・特許企業に対する規律：商業的考慮(Commercial Consideration)、無差別原則(Non-Discrimination)、支配的地位濫用規制(Abuse of Dominant Position)
- ・ 補助金上限の設定(Cap on government financial support)
- ・ 非商業的援助による悪影響の防止
- ・ 人為的な競争優位の除去(countervailing measures on artificial advantages)

国際通商ルールの参照例：個別法概念の明確化

- ・ 政府補助概念とその金額(Concept of “subsidies” and its amount)：ベンチマークとしての「市場」。市場から調達できる物品・サービス価額との差額が「利益」（例：R&D補助金、租税減免、政府保証、低利貸付、施設の提供、etc.）